8　前三項の場合において、二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円と各市町村の財源不足額基礎控除額（新市町村にあつては当該新市町村に係る合併関係市町村ごとに第十項の規定によつて算定した額を合算した額（新市町村のうち当該新市町村の控除前財源不足額が当該新市町村に係る合併関係市町村ごとの控除前財源不足額の合算額を超えるものにあつては当該新市町村について第五項の規定によつて算定した額）を、新市町村以外の市町村にあつては当該市町村について同項の規定によつて算定した額をいう。以下この項において同じ。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を財源不足額基礎控除額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

9　平成二十五年度における前条第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは「合算額から附則第十九条の十六第七項の規定によつて算定した額及び同条第十項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

10　法附則第六条の三第三項に規定する都に係る控除前財源不足額が零以上の場合における控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から同条第一項第一号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都（特別区を除く。）控除前財源不足額」という。）が零以上であり、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から同条第一項第二号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都（特別区を除く。）控除前財源不足額

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　特別区控除前財源不足額

二　都（特別区を除く。）控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零を下回る場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都（特別区を除く。）控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

三　都（特別区を除く。）控除前財源不足額が零を下回り、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都（特別区を除く。）控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額

附則第二十条第一項第二号表第十四の項中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第三項中「附則別表第八」を「附則別表第十四」に、「第十条第二十項」を「第十条第十九項」に改め、同項算式中「0.6」を「0.4」に、「20」を「32」に、「2.28」を「2.27」に改め、同項算式の符号中「附則別表第十四」に、「平成17年人口」を「平成22年人口」に改める。

附則第二十一条第一項各号列記以外の部分中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項第一号の表第一項及び第二項中「陸前高田市、上閉伊郡大槌町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、双葉郡**檜**葉町、同郡大熊町、同郡富岡町、同郡双葉町、同郡浪江町」を「上閉伊郡大槌町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、双葉郡大熊町、同郡双葉町」に改め、同号の表第三項中「宮城県、福島県、石巻市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町」に改め、同号の表第四項中「宮城県、福島県、石巻市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、双葉郡富岡町、同郡浪江町」を「石巻市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、双葉郡富岡町、同郡浪江町」に改め、同号の表第八項、第九項、第十項及び第十一項中「双葉郡双葉町及び同郡葛尾村」を「双葉郡双葉町」に改め、同号の表第十二項中「双葉郡広野町、同郡**檜**葉町、同郡双葉町及び同郡浪江町」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　特定被災地方公共団体の市町村の経費に係る普通態容補正係数の算定については、第十一条第一項第一号における宅地平均価格指数は、同号㈠⑶算式の符号Cによつて算定した数と平成二十四年度の算定に用いた宅地平均価格指数に〇・九六四を乗じて得た数のいずれか大きい数とする。

附則第二十一条第一項第四号中「のうち」の下に「双葉郡双葉町の「小学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするもの並びに「中学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするものに係る学級数急減補正係数及び学校数急減補正係数については、それぞれ第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号A及び同項第三号算式の符号A中「その年の」とあるのは「平成22年」とし、」を加え、同号中「算式の符号A」を「算式の符号B」に、「その年の」を「前年の」に、「算式の符号B」を「算式の符号C」に、「前年の」を「2年前の」に改め、同項第五号中「双葉郡広野町、同郡**檜**葉町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村」を「双葉郡双葉町及び同郡浪江町」に、「双葉郡双葉町」を「双葉郡双葉町及び同郡浪江町」に改め、同項第六号及び同条第三項を削る。

附則第二十二条見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、「平成二十四年地方税法等改正法」の下に「、平成二十四年地方税法改正法」を加え、「及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「租税特別措置法等改正法」という。）」を「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第四項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、「平成二十四年地方税法等改正法」の下に「、平成二十五年地方税法改正法」を加え、「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に改め、同条第五項、第六項及び第七項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則別表第三、附則別表第三の二、附則別表第八、附則別表第十及び附則別表第十三を次のように改める。

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
青森市	1.784
三鷹市	1.190
守口市	3.068
武蔵野市	2.083
芦屋市	0.226

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.037
仙台市	0.007
千葉市	0.008
横浜市	0.017
静岡市	0.013
浜松市	0.014
名古屋市	0.108
大阪市	0.037
堺市	0.025
岡山市	0.014
熊本市	0.055